

自転車交通安全教育の時間 平成28年10月号（第37号）

Traffic Safety News

～ 薄暮時間帯に気を付けよう! ～



1. 「薄暮（はくぼ）」時間帯に事故多発

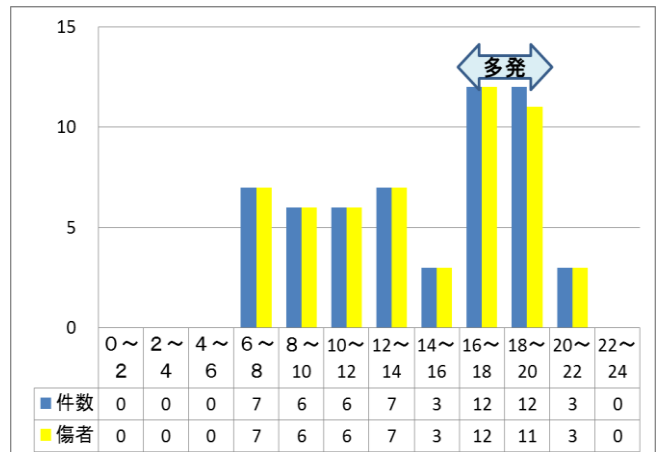
毎年、10月～12月にかけて交通事故が増加する傾向にあり、発生件数を時間帯別に見てみると、**16時～18時**の日没前後が特に多くなっています。（図1）

この日没前後の時間帯は「**薄暮（はくぼ）**」と呼ばれ、明るさの急激な変化で周囲が見えにくくなるうえ、学校や会社からの帰宅や買い物等で交通量が増加するため、交通事故が多発していると考えられます。



2学期は、下校時間帯と薄暮時間帯が重なるから注意!!

図1 平成27年10～12月中の時間帯別事故発生状況（高校生以下の事故）



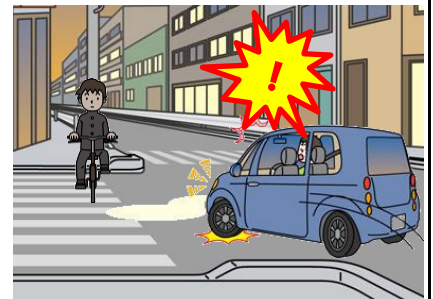
2. 薄暮時間帯に交通事故が増加する要因

薄暮時間帯の交通事故は…

- ① 薄暗いために視認性（視力）が低下 ➡ **発見の遅れ、見落とし**、運転に支障
- ② 帰宅ラッシュによる交通量の増加 ➡ 交通事故発生の危険性が増大
- ③ 疲れ等で注意力が散漫 ➡ **発見の遅れ、見落とし**、運転に支障
- ④ 交通渋滞でイライラ ➡ 自己中心的な運転、交通違反
- ⑤ 自転車の無灯火 ➡ **発見の遅れ、見落とし**

など、様々な要因が重なって発生していると考えられます。

薄暮時間帯は特に、自動車の運転手が自分の存在に「**気付いているだろう**」ではなく、「**気付いていないかも知れない**」と考えて行動しなければなりません。



3. 薄暮時間帯の交通事故を防ぐために…

重要なのは、「**自分の存在を周囲に知らせること**」です。そのために…

① 明るい服装や反射材用品の着用を心がけよう！

明るい服装や反射材用品の着用は効果的です。特に、反射材用品を身に付けた場合は、数十メートル手前の自動車の運転手にも、自分の存在を知らせることができます。

中・高校生は制服が黒っぽいため、自動車の運転手から見えにくいとの意見もありますので、**積極的に反射材用品を身に付けましょう。**



反射材用品等を着用した場合



反射材用品等を着用しない場合

② 自転車に乗る時は、ライトを必ず点灯しよう！

自転車のライトは早めに、そして必ず点灯させましょう。

事前に、自転車のライトが点灯すること（故障や電池切れがないか）を確認しておきましょう。

③ 自転車は反射器材を必ず装備！

後ろから来る自動車が、自転車の存在を発見しやすくなります。破損していないか確認しておきましょう。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成28年11月号（第38号）

Traffic Safety News

～ 信号について ～



1. はじめに

道路上は、自動車や自転車、歩行者など、多くの車や人たちが行き交っているため、それぞれに守るべきルールやマナーがあり、その中でも特に「信号を守ること」は、交通事故の防止にはとても重要です。

信号が赤色なのに「道幅がせまい道路だから…」と無視して横断したり、歩行者用信号が点滅し始めた後で、道路を横断したりすることは大変危険であり、法律に違反する行為です。

今回は、自転車運転中に従うべき信号機や、信号の意味について勉強していきます。

2. 交差点を通るときの注意事項

【 交差点に信号機があったら… 】



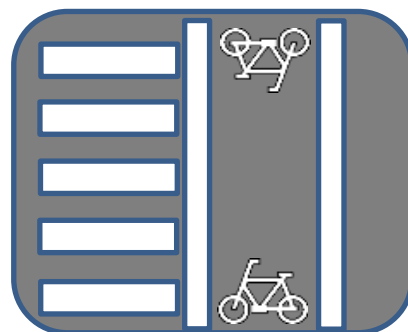
信号機（）のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければなりませんが、「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機（）がある場合は、その信号機の表示に従わなければなりません。

県外では「自転車専用」「軽車両専用」と表示されている信号機が設置されているところもあります。自転車はその信号機の標示に従わなければならないので覚えておきましょう。

【 どこを走って道路を渡る？ 】

自転車は、道路を横断しようとするとき、交差点又はその付近に **自転車横断帯** がある場合には、**自転車横断帯を進行しなければなりません。**

【 自転車横断帯 】



【 自転車の横断歩道の渡り方は？ 】

横断歩道は、あくまでも歩行者の横断のための場所であるため、**自転車は押して歩いて横断するのが基本**です。

ただし、横断中の歩行者がいない等、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を通行しても構いません。

3. 信号の意味

従うべき信号機が分かっているにもかかわらず、信号の意味を正しく理解していないといけません。歩行者・自転車専用信号機の青色の点滅は、「急げ」だと思いませんか？

① 歩行者・自転車専用信号機 の場合

青 色 … 進むことが出来る
 青色（点滅）… 横断を始めてはいけない
 （停止位置で安全に停止出来ない場合は進むことが出来る）
 赤 色 … 道路の横断を始めてはいけない

② 車両用信号機 の場合

青 色 … 進むことが出来る
 黄 色 … 停止位置から先へ進んではいけない
 （停止位置で安全に停止出来ない場合は進むことが出来る）
 赤 色 … 停止線を越えて進んではいけない

※歩行者・自転車専用信号が点滅し始めた後で、速度を上げて交差点へ進入し、道路を横断する自転車がありますが、これは信号無視の交通違反です。あくまで、点滅開始時に停止位置で安全に停止出来ない場合にのみ進むことが出来ます。車両用信号機の黄色信号や歩行者・自転車専用信号機の青色点滅信号は、「急げ」という意味ではありません。

お知らせ

高知丸の内高校を自転車マナーアップ推進校に指定しました

生徒による防犯ボランティアサークル「丸の内バスターズ」を中心に、交通事故防止や特殊詐欺防止に関する活動に積極的に取り組んでいる、高知丸の内高校を、「自転車マナーアップ推進校」に指定しました。

今後は、生徒のみなさんの自転車の交通ルールの遵守やマナーの向上はもちろん、地域の交通違反防止活動や、反射材の普及活動など、交通事故防止に向けた積極的な取組が期待されます。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成28年12月号（第39号）

Traffic Safety News



～恐ろしい自転車の事故～

自転車による交通事故と言えば、「自転車の運転者が被害者」とイメージしがちですが、実は自転車の交通違反が原因で事故が発生し、相手にケガをさせたり、最悪の場合は死亡させてしまうような、自転車の運転者が加害者となるケースが増えています。もしも自転車で交通事故を起こしてしまった場合、どのような責任に問われるのでしょうか。

1. 自転車による交通事故の責任



中・高校生も大人も
事故を起こした責任は同じです!!

道路交通法では、自転車は、自動車やバイクと同じ車両の仲間（軽車両）であるため、運転する際は、道路交通法（交通ルール）を守らなければなりません。違反をして交通事故を起こすと、刑事上の責任が問われるうえ、相手にケガをさせてしまった場合は、民事上の責任も発生します。

また、これらの責任のほかに、事故により他人を傷つけたり、迷惑をかけたりにしたことに対する謝罪等、道義的な責任を果たす必要もあります。



加害者としての責任

刑事上の責任

○過失致死傷罪

交通事故を起こして相手を死傷させた場合

死亡：50万円以下の罰金

傷害：30万円以下の罰金

○重過失致死傷罪

重大な過失により交通事故を起こして相手を死傷させた場合

5年以下の懲役等または100万円以下の罰金

民事上の責任

被害者に対する損害賠償

- ・ケガの治療費
- ・慰謝料
- ・被害者が得られたはずの収入 等

道義的な責任

事故の加害者として果たさなければならない責任

- ・被害者への見舞い
- ・誠実な謝罪

2. 自転車に加害者となった交通事故

小・中・高校生が加害者となり、被害者に後遺症が残るような重大なケガを負わせたり、死亡させてしまったため、数千万円の賠償金の支払いを命じられた例もあります。



事故の概要	賠償命令額
夜間、男子小学生が自転車での帰宅途中に、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折で意識が戻らないままとなった。	9,521万円
夜間、男子中学生が無灯火で自転車を運転中、歩行者の女性(75歳)が電柱を避けて車道に出た際に衝突。女性は頭部外傷により、後遺障害2級の障害を負った。	3,124万円
夜間、女子高校生が携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転中、前方を歩行中の女性(57歳)に気付かず衝突。女性は歩行困難となる後遺障害を負った。	5,000万円
朝、男子高校生が信号無視で横断歩道に進入した際、男性(62歳)が運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で13日後に死亡。	4,043万円

日ごろ、みなさんが何気なく使っている自転車は、免許もいらない手軽な乗り物ですが、交通ルールを守らず事故を起こしてしまうと、中・高校生であっても厳しい責任を負うことになります。

「自転車だから・・・」「自分は子どもだから・・・」という甘い認識や行動が、場合によっては人の命を奪い、被害者はもちろん、自分や自分の周りの人たちを不幸にしてしまうこともあるのです。

自転車の危険性をしっかりと理解し、交通ルールやマナーを守って、人にやさしい運転を心がけましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を!

自転車交通安全教育の時間 平成29年1月号（第40号）

Traffic Safety News

～自動車の見えない危険～



明けましておめでとうございます。

交通事故の被害者にも加害者にもならないために、今年も、自転車の交通ルールや安全運転について一緒に勉強していきましょう。

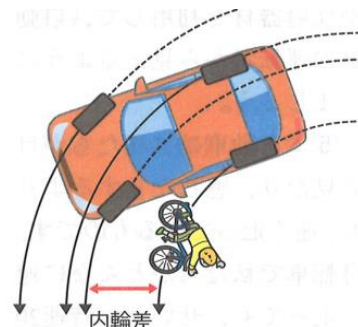
今回のテーマは、「自動車の見えない危険」についてです。

自動車は構造上の特性等から、私たちからは見えない、様々な危険が潜んでいます。

1. 内輪差

自動車が右左折をするとき、後輪は前輪が通ったところよりも内側を通ります。これが自動車の内輪差です。

左折する自動車が近くにいる場合は、この内輪差による巻き込み事故に気をつけましょう。特に、トラックのような大きい車は、この内輪差が大きくなるので注意が必要です。



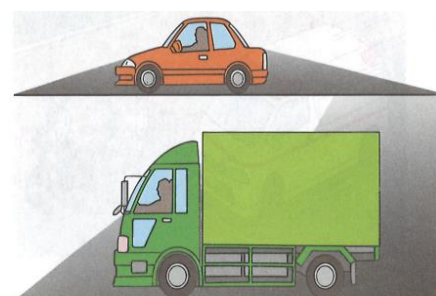
2. 死角

自動車には、運転席からは見えない部分【死角】があります。特に、車体のすぐそばは運転席から見えにくく、乗用車であれば、前方は約3メートル、後方は約6メートルの範囲で見えない部分があると言われています。

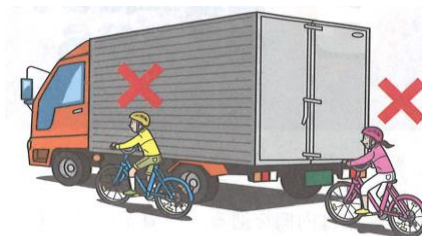
さらに、車体が大きいトラックなどは、死角が大きくなり、後方が全く見えない場合もあります。

実際に、トラックの後方の死角に子供がいることに気づかず、バックをして事故が起きているケースもあります。

また、死角は自動車のすぐそばだけでなく、ピラー（車の柱）やミラー等の構造上の理由によっても発生することもあり、周囲から見れば自転車の存在は明らかであっても、運転席からはピラー等が運転手の視界をさえぎり、自転車が全く見えていないこともあります。



※黒い部分が死角（運転手からは見えない）



3. 交通事故に遭わないために

交通事故に遭わないためには、自動車の「内輪差」、「死角」などの見えない危険をよく理解し、

○「自動車のすぐそばを走らないこと」

○「自動車の運転手が自分に気づいているだろうと思い込まないこと」が大切です。

また、夜間でも、自動車の運転手に自分の存在を知らせるために、反射材付キーホルダーやサイクルリフレクター（車輪に取り付ける反射板）を積極的に付けるなどの対策も大変効果的です。

年始の交通安全運動

年始の交通安全運動が、1月10日（火）から19日（木）までの10日間実施されます。

重点目標として「自転車の安全利用の促進」も掲げられています。

新年を迎え、今年が皆さんにとって安全な一年であるためにも、この機会に自分自身の自転車の乗り方を見直し、正しい運転を心がけるようにしましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

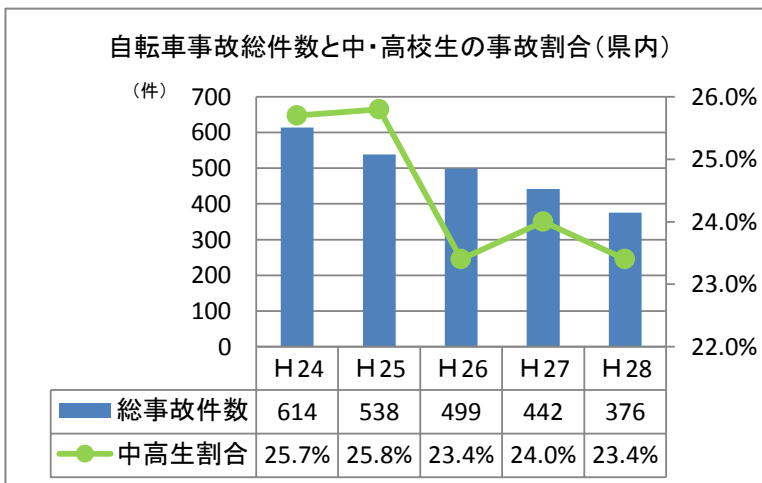
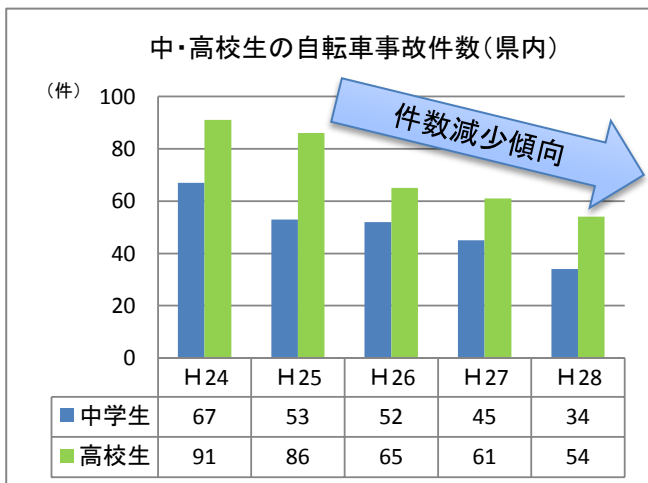
自転車交通安全教育の時間 平成29年2月号（第41号）

Traffic Safety News

～ 交差点に気をつけよう ～



1. 県内の中・高校生の自転車事故の件数と割合（平成28年）



平成28年中の県内で発生した自転車に関する交通事故は、**376件**（前年対比－66件）でした。

このうち、中学生の自転車事故件数は **34件**（前年対比－11件）、高校生の自転車事故件数は **54件**（前年対比－7件）で、それぞれ前年より事故件数は減少しています。

また、自転車事故全体に占める中・高校生の自転車事故の割合も、前年よりわずかに低下していますが、**依然として約4分の1という高い割合を占めています。**

2. 県内の中・高校生の自転車事故の特徴

平成28年中に県内で発生した中・高校生の自転車事故の特徴は、

- **交差点・その付近**（89%）で多く発生している
- **出会い頭衝突**（56%）が多い

ことです。

また、中・高校生に限らず、県内の自転車事故のうち、交差点に関連する交通違反が全体の4分の1を占めています。

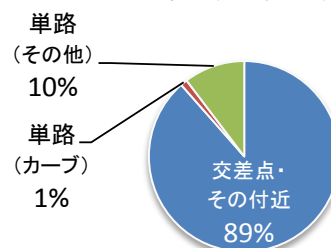
※交差点に関連する交通違反とは…



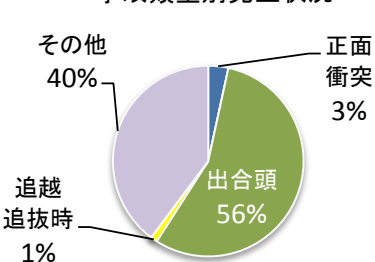
- ・信号無視
 - ・一時不停止
 - ・優先通行妨害
 - ・徐行場所違反
 - ・交差点安全進行義務違反
- などです。



道路形状別発生状況



事故類型別発生状況



3. 交差点やその付近で事故に遭わないために

自転車で交差点やその付近を通行する時は、次のことを必ず守って運転してください。

- 見通しの悪い交差点では必ず **徐行**
- 止まれの標識、停止線がある場所では必ず **一時停止**
- 交差点を通過する前には、左右の **安全確認**

※狭い道路から広い道路に出る時は特に危険なので、止まれの標識等がなくても一時停止し、安全を十分確かめてから通行するようにしましょう。

これまで、TSNで何度か触れてきましたが、自転車も車両の仲間である以上、交通ルール（道路交通法）を守らなければなりません。

交通事故の被害者にも加害者にもならないように、安全な運転を習慣づけましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成29年3月号（第42号）

Traffic Safety News

～ 平成28年度のおさらい ～



「Traffic Safety News(TSN)」は毎月1回(8月を除く)、県内の全ての中学校・高校に配付しています。
その目的は、みなさんが「**交通事故の被害者にも加害者にもならない**」ためです。
今月号では、この1年間で取り上げたことのうち、特に気をつけてもらいたいことをおさらいします。



1. 自転車は「車両」の仲間

自転車は、自動車やバイクと同じ「**車両**」の仲間です。
自転車を運転するということは、自動車等と同様に、交通ルール(道路交通法)に従い、安全に走行する責任を負うことになります。
まずは、自転車の交通ルールをまとめた「**自転車安全利用五則**」をしっかりと理解しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外 ② 車道は左側を通行 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る（二人乗りや並進、信号無視等の違反をしない） ⑤ 子どもはヘルメットを着用

※危険な交通違反を繰り返すと、自転車運転者講習を受けなければならなくなります。

2. 自転車のルール違反が交通事故の原因に

高知県内における平成28年中の自転車に関係する交通事故は、**376件**も発生しており、そのうち、自転車の運転者側に何らかの交通違反があった事故は**304件**で、全体の**80.9%**と大半を占めています。

なかでも、一時不停止や見通しの悪い交差点での不徐行など、**交差点に関連する違反**が最も多くなっています。自転車も車両の仲間であるため、標識や標示を理解し、従わなければいけません。



3. 歩行者にやさしい運転

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、乗り方を誤ると、歩行者にけがを負わせたり、最悪の場合は死亡させてしまうこともあります。

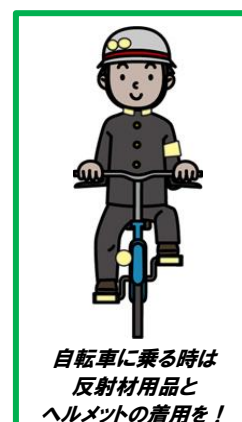
自転車を運転する時は、交通ルール(道路交通法)をしっかりと守り、**歩行者に対する思いやりの心(マナー)**を持つことが、自分や歩行者の安全を守ることにつながります。

自転車で歩行者の側を通る時は、速度を落としたり、場合によっては自転車から降りて押して歩くなど、歩行者に危険を感じさせないような、思いやりのあるやさしい運転を心がけましょう。



4. 自らの安全を守るための工夫

交通事故を防止するためには、交通ルール(道路交通法)をしっかりと守ることはもちろん、自転車乗車時は**ライトを早めに点灯**したり、**反射材用品**を積極的に身に付けたりするなどして、自分の存在を周囲にしっかりと知らせることが大切です。また、万が一の事故による被害を少しでも軽減するために**ヘルメットを着用**するなど、自分の安全を守るための工夫を積極的に考えてみましょう。



お知らせ

平成29年 春の全国交通安全運動の実施について

【実施期間】 平成29年4月6日(木)～15日(土)

【運動の基本】「子供と高齢者の交通事故防止 ～事故にあわない、おこさない～」

交通安全

自転車交通安全教育の時間 平成29年4月号（第43号）

Traffic Safety News

～ 交通事故にあわない・おこさないために ～

1. 「Traffic Safety News (TSN)」について

高知県警マスコット



ボリンくん ボーリーちゃん

新学期が始まりました。新しい学校に入学して、自転車通学を始めた人も多いのではないのでしょうか。

中・高校生の皆さんは、通学や部活動等で自転車に乗る機会が多いと思いますが、交通ルールを守り、安全な運転ができていますでしょうか。

平成28年に県内で発生した中・高校生の交通事故(121件)のうち、自転車による交通事故が約73%(88件)と非常に高い割合を占めています。

そのため、中・高校生の交通事故の特徴や最新のデータをもとに、自転車に関する交通ルールや自転車を運転する際に気を付けてもらいたいことなどをまとめ、交通安全教育教材「Traffic Safety News(TSN)」として、毎月1回(8月を除く。)、県内全ての中・高校にお知らせしています。

交通事故にあわない、交通事故をおこさないために、「TSN」でこれから一緒に勉強していきましょう。

2. 自転車でも守るべき交通ルール

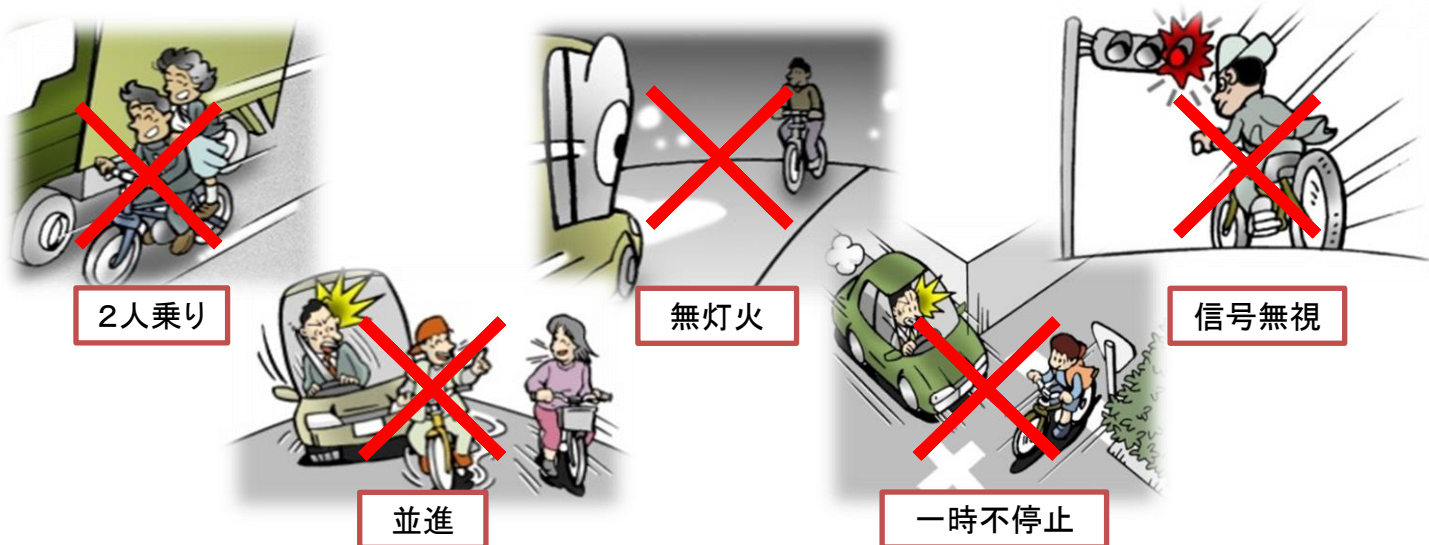
自転車は、自動車やバイクと同じ仲間の「**車両**」であるため、自転車を運転する時は、守らなければならない様々な交通ルールがあります。そのルールのうち、特に重要なものを取り上げたのが、「**自転車安全利用五則**」です。

まずは、この5つのルールをしっかりと守り、安全運転を心がけましょう。

～自転車安全利用五則～

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外 | ② 車道は左側を通行 |
| ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行 | ④ 安全ルールを守る |
| ⑤ 子どもはヘルメットを着用 | |

特に、これらの運転は危険です!!



5月は「自転車安全利用促進月間」です。

5月は「自転車安全利用促進月間」です。県内でも、「自転車マナーアップキャンペーン」(5月1日～5月31日)が実施されます。自転車も車両であることを十分に認識し、無灯火運転、2人乗り、傘さし運転や携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転等はせず、交通ルールを遵守し、マナー向上につとめましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成29年5月号（第44号）

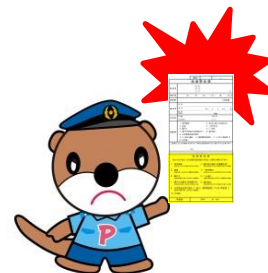
Traffic Safety News

～ 自転車の交通マナーを高めよう ～

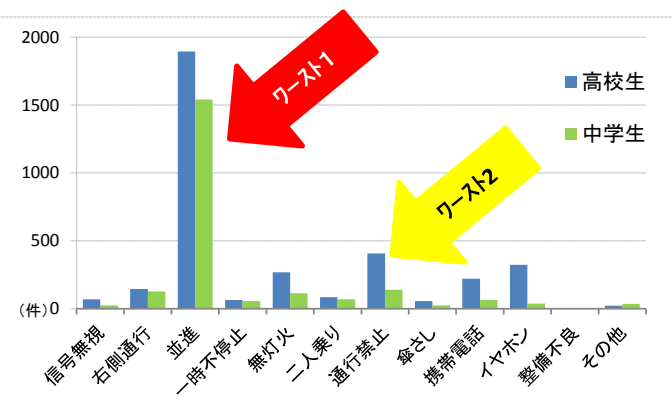


高知県では、5月1日から31日までの1か月間、自転車の安全な利用の促進のため、「自転車マナーアップキャンペーン」を実施しています。みなさんは交通ルールを守り、マナーを意識した安全な自転車の運転ができていますでしょうか？

平成28年度に、自転車のルール違反者に交付された自転車指導警告票の総件数は12,565件でしたが、そのうち、中・高校生への交付件数は5,779件で、全体の約46%と非常に高い割合を占めています。



1. 中・高校生の違反行為の内訳



【県内の中学生・高校生の自転車指導警告票交付件数(平成28年度)】

左のグラフは、中・高校生に交付された自転車指導警告票の違反行為の内訳を表しています。これを見ると、中・高校生ともに「**並進**」(59.4% (3,435件))の割合が非常に高く、次いで高いのが「**通行禁止**」(9.4% (545件))です。

中・高校生に多い違反行為は次のとおりです。

中学校	①並進 (1,540件)	②通行禁止 (138件)	③右側通行 (127件)
高校	①並進 (1,895件)	②通行禁止 (407件)	③イヤホン使用 (322件)

2. 中・高校生に多い「並進」「通行禁止」違反とは？

【**並進違反**】 罰則：2万円以下の罰金又は科料

「並進」とは、2台以上の車両が同じ速度で並んで同じ方向に進むことを言います。自転車で友達と横に並んで話をしながら走っている状態は「並進」(道路交通法第19条(並進の禁止))です。

「並進」は、次のような危険があるので絶対にやめましょう。

○道路の多くの部分を占め、歩行者や他の車両の通行の妨げになる

○隣の人と会話をしながらの運転で、周囲への注意がおろそかになる



【**通行禁止違反**】 罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失の場合は10万円以下の罰金)

自転車は軽車両(自動車(車両)の仲間)ですので、下記のような道路標識によって**通行を禁止されている道路**を、通行してはいけません。ただし、『自転車を除く』等の補助標識があれば自転車でも通行することができます。

自転車の通行を禁止する道路標識(例)



自転車の通行を許可する補助標識(例)



※高知市内のアーケードは、交通規制【】によって「**歩行者専用道路**」とされており、原則、車両の通行は禁止されています。ただし、補助標識により自転車は、19時から11時の間のみ、通行が認められています(補助標識の時間以外の通行は、「通行禁止」違反になります。)

3. ルールを守り、マナーアップに努めよう！

交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールをしっかりと守り、交通マナー(他者の安全への気配り)を意識した正しい運転を心がけましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成29年6月号（第45号）

Traffic Safety News



～ “ながら運転” はやめよう ～

自転車の“ながら運転”は危険です！

6月に入り、梅雨の時期がやってきました。雨の日には、傘差し運転をする自転車を見かけますが、これは危険な違反行為です。傘差し運転に限らず、スマートフォンや携帯電話を操作しながらの運転や、イヤホン等をして音楽を聴きながらの運転も違反行為ですので絶対にしてはいけません。

このような“ながら運転”にはどのような危険が潜んでいるのでしょうか？

【傘を差しながら…】



- ・片手運転で不安定な状態になる
- ・とっさのハンドル操作ができなくなる
- ・ブレーキの効きが悪くなる

【スマートフォン等を操作しながら…】



- ・視線が画面に集中し、脇見の状態になる
- ・画面の内容に集中し、周囲への注意が散漫になる

【音楽を聴きながら…】



- ・近づいてくる車やバイクなどの音が聞こえない
- ・音楽に集中し、周囲への注意が散漫になる

このように、“ながら運転”をしていたら、危険の予測・察知がしづらくなるうえに、本来なら回避するための操作ができるところで、とっさの操作ができずに事故に遭う危険性が高くなります。

“ながら運転”は危険だと知りながら、「少しくらいなら大丈夫」と油断したり、「自分には関係ない」と他人事と考えたりしていませんか？

自分が事故に遭わない、事故を起こさないためにも交通ルールを守りましょう。

“ながら運転”は、**道路交通法**や**高知県道路交通法施行細則**により禁止されています。

違反すると…



5万円以下の罰金!!

※県内の中・高校生の「傘差し・携帯電話・イヤホン」の指導警告件数は、**722件（中・高校生全体の12.5%）**もありました。（H28年）

スケアード・ストレイト（スタントマンによる自転車交通安全教室）を実施！

平成29年5月30日（火）午後1時50分から、高知市立大津中学校のグラウンドで、生徒約250人が、交通事故の危険性等を学びました。

【内容】

- ・プロのスタントマンによる模擬交通事故を間近で見学し、交通事故の恐ろしさを実感する
- ・警察職員による、交通事故被害者家族の手記の朗読を聞き、「残された家族の思い」を生徒みんなで考える



生徒の声

初めて、車が自転車にぶつかる場所を見ました。車の速度は速くなかったけれど、衝突の衝撃は思ったよりも大きく、驚きました。私もたまに、片手で運転したり、ちょっとだけ右側を通行したりしていましたが、そんな運転も違反で、危ないことだと分かりました。今日の体験を活かして、正しい自転車の乗り方をしようと思いました。



交通ルールを守った自転車の運転を心掛けます。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成29年7月号（第46号）

Traffic Safety News



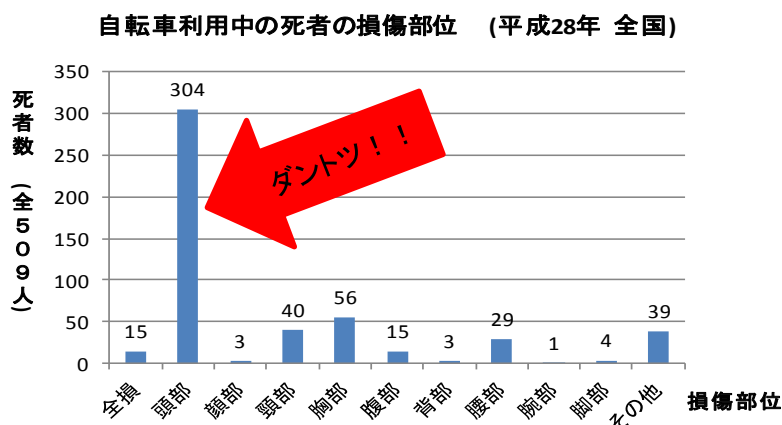
～ もしもの時に備えて、ヘルメットを着用しよう!! ～

1. 頭部損傷の危険性

右のグラフは、昨年（平成28年）中に、全国で自転車利用中に交通事故に遭い、亡くなった人を損傷部位別に表しています。

全体の約60%の人が頭部を損傷して亡くなっていることから、頭部の損傷は死につながる危険性が高いことが分かります。

また、死を免れたとしても、頭部の損傷により重大な後遺症が残る危険性もあります。



2. 頭部損傷による死者のヘルメット着用率

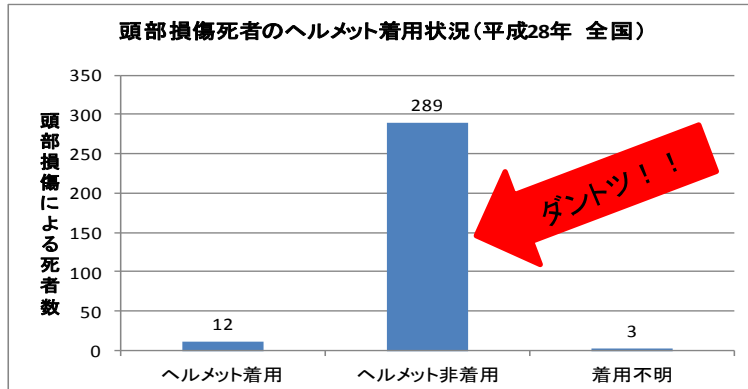
頭部を損傷して亡くなった人（304人）のうち、ヘルメットを着用していなかった人は289人で、約95%を占めています。

また、この304人のうちの多くの人が、車のタイヤや路面といった硬い物と頭部が衝突しており、事故にあったときには頭部をヘルメットで守ることが、命を守るうえで非常に重要と言えます。

※参考（事故時に多くの人が頭部を強打するところ）

路面・・・亡くなった人は140人（約46%）

車の外板等・・・亡くなった人は138人（約45%）



3. ヘルメットを着用しましょう！！

万が一の交通事故から大切な自分の命を守るためには、頭部への重大な怪我を防いでくれるヘルメットが大変役に立つと言えます。

また、ヘルメットを着用することは、ドライバーに自分の存在をアピールすることができ、ドライバーに気付いてもらうことで、事故にあう危険性を軽減することも期待できます。

さらに、これから夏休みが始まると、日差しが強い日中に自転車に乗ることも多いと思いますが、ヘルメットは日差しが頭に直接当たることを防いでくれるため、熱中症の予防にもなります。

事故時の被害軽減だけでなく、熱中症対策にもなるため、ぜひ、ヘルメットを着用しましょう！！



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

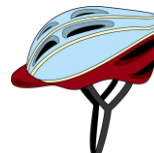
4. 安全基準に合った、SGマーク付きヘルメットを選びましょう



SGマーク

SGマークとは、SG基準という安全基準に適合したものに付いている、安全を保証するマークです。衝撃吸収性試験やあごひも引っ張り試験といったヘルメットに関するあらゆる試験を行い、消費者や製造者等が設定した安全基準に合格したものに付けられます。つまり、SGマークが付いているヘルメットは、厳しい試験に合格した、安全性の高いヘルメットと言えます。

また、近年のヘルメットは、色々なデザインのものがあるので、自分の好みに合うものを選んでみてはどうでしょうか？



自転車交通安全教育の時間 平成29年9月号（第47号）

Traffic Safety News



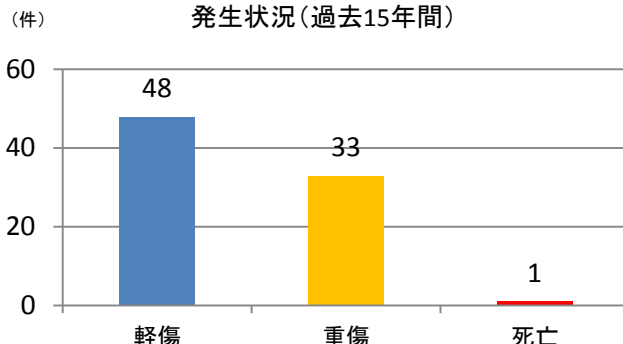
～ 歩行者に優しい運転をしましょう ～

1. 自転車の対歩行者事故の実態

自転車は、手軽で便利な乗り物ですが、乗り方を誤ると、交通事故に遭ったり起こしたりしてしまいます。

その際、怪我をするのは、自転車の運転手ばかりではありません。自転車が歩行者にぶつかってしまった場合は、歩行者に怪我を負わせたり、最悪の場合は死亡させてしまうこともあります（右のグラフのとおり）。

高知県における自転車の対歩行者事故の発生状況（過去15年間）



2. 歩行者に優しい運転とは？

自転車を運転する時は、次の交通ルールをしっかりと守り、歩行者に優しい運転を心がけましょう。

① 歩道の通行は歩行者優先

自転車は「車両」であり、本来、車道通行が原則です。あくまで、自転車の歩道通行は例外的に認められているもので、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止しなければならないと決められています。

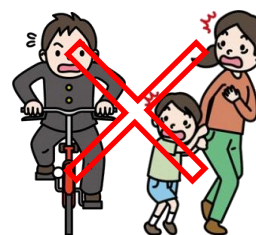
自転車での歩道通行時は、場合によっては自転車から降りて押して歩くなど、歩行者優先の気持ちを持ちましょう。



② 歩行者の近くを通るときには安全な間隔を

自転車で歩行者の近くを通行するときは、安全な間隔を確保するか、または徐行しなければならないと決められています。

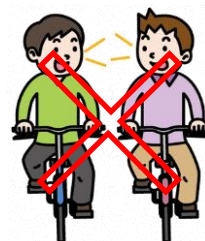
自転車で何気なく歩行者の側を通っているつもりでも、歩行者にすれば、危険と感じていることもあるかも知れません。あらかじめ安全な間隔（1.5m以上）を取ったり、徐行したりすることで、歩行者の思いがけない動きに対応することもできます。



③ 並進走行をしない

街頭では、自転車の並進をよく見かけますが、中・高校生に対する自転車指導警告票の最も多い違反が「並進」です。

自転車とはいえ、2台並べば、軽四自動車ほどの幅（約1.5m）を占めることになり、歩行者の通行の妨げになったり、接触・衝突したりする危険性が高まります。また、隣の人と会話をしながらの運転は、周囲への注意がおろそかになり、危険な状況が発生しても気付くのが遅れ、事故に遭う危険性も高くなります。



秋の全国交通安全運動が始まります 【運動期間：9月21日(木)から9月30日(土)までの10日間】

今年の秋の全国交通安全運動の重点目標に、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」が挙げられています。

歩行者に優しい運転はもちろんですが、これからはだんだんと夕暮れが早くなってきますので、ライトの早めの点灯や反射材等の活用により、自分の存在を周囲に知らせる工夫をしましょう。また、この機会に自分自身の自転車の運転状況を振り返り、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、安全な運転を心がけましょう。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！